



「あやべ」の未来を
私たちの力で。

綾部市

住みたくなるまち定住促進条例

平成26年4月1日施行

綾部市定住交流部定住促進課

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

TEL:0773-42-3280 FAX:0773-42-4406 E-mail:teijusokusin@city.ayabe.lg.jp

● 目 的

この条例は、本市における定住促進について基本理念を定め、減少を続ける人口の維持、増加に向けて、市・市民等・事業者が一体となって取り組めるよう役割を明確にし、全市的に定住促進への機運醸成を図り、持続可能で活力あふれる地域社会の実現に寄与することを目的として定めます。



過疎・高齢化、少子化による人口減少により、地域活力の低下、地域コミュニティの維持・存続が危ぶまれております。
市、市民・地域、事業者の連携・協働の下、市を挙げて定住促進に取り組み、持続可能なまちづくりを目指しましょう。

● 持続可能なまちづくりを行うためのそれぞれの役割

【市民・地域の役割】

- 誰もが住んでみたい、住み続けたいと感じられる地域づくりに努めていきましょう。
- 子どもたちに綾部の素晴らしさを伝え、誇りがもてるよう「ふるさと教育」に努めていきましょう。
- それぞれの地域の实情に即した定住施策の推進に努めていきましょう。

【事業者の役割】

- 地域経済の活性化を図るとともに雇用機会の創出、拡大に努めていきましょう。
- 従業員の職業生活と家庭生活との両立が図られるように必要な雇用環境の整備に努めていきましょう。
- 市と連携する中で、住みよい環境及び良質な住宅の供給に努めていきましょう。

【市の役割】

- 定住促進に関する施策を総合的に推進していきます。
- 地域と連携・協働し、定住希望者を受け入れるための機運醸成を図っていきます。
- 市民・地域、事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な支援を行っていきます。

一丸となって定住促進に
取り組もう!!!



人口維持・増加に向けた取組
定 住 促 進

地域コミュニティの維持・促進
地域の活性化

持続可能な
地域社会の実現